

令和5・6年度  
名護市入札参加資格審査申請要領  
【測量及び建設コンサルタント等業務】

市内業者・業種追加登録用

名護市総務部工事契約検査課

令和5・6年度名護市測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査に合格し、名護市入札指名人名簿に登録された市内業者であって、追加で業種を登録したい場合は、この要領により申請等をしてください。

## 1 業種区分

入札参加資格審査の申請に係る業種区分は、次の8業種です。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務（建築設計・設備設計）
- (3) 土木関係コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償コンサルタント業務
- (6) 磁気探査業務
- (7) 登記手続業務
- (8) 調査業務（環境調査等）

## 2 入札参加資格

入札参加資格審査（業種追加登録）に申請できるのは、令和5・6年度名護市測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査に合格し、名護市入札指名人名簿に登録された市内業者であって次に掲げる要件の全てを満たす者とします。

- (1) 調査業務を除く7業種については、追加登録に係る業種（以下「追加登録業種」という。）ごとに「資格区分コード表（測量及び建設コンサルタント等業務）」の業種区分に応じた技術者（「水産工学士」を除く。）のうち、いずれか1人以上が常勤で所属していること。
- (2) 追加登録業種において過去2年間（令和5年11月30日時点）に業務実績があること。（業務実績には公共又は民間及び元請け又は下請けも含む。）
- (3) 測量業務、建築関係コンサルタント業務（建築設計）及び登記手続業務を申請する者は、次の要件まで満たしていること。

### ① 測量業務

事務所登録をしており、かつ、測量法第55条の規定による登録を受けていること。

### ② 建築関係コンサルタント業務（建築設計）

事務所登録をしており、かつ、建築士法第23条の規定による登録を受けていること。

### ③ 登記手続業務

事務所登録をしており、かつ、土地家屋調査士法第8条の規定による登録を受けていること。

## 3 登録の取消し等

入札参加資格審査に申請した者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、資格の登録を行わず、又は資格の登録を取り消します。

- (1) 入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったとき。
- (2) 審査のための実態調査に応じないとき、又は調査の結果、事務所に実態がないと判明したとき。
- (3) 審査の過程又は審査の結果で、入札参加資格を与える者として不相当であることが判明したとき
- (4) 提出書類に不備のある者記載不備があるとき、又は不足書類の要求に応じないとき。

#### 4 提出書類

No.	提出書類	備考
1	エクセルデータ (Nago_KenNai_Itaku)	メールにて提出【注1】 印刷して申請書に添付【注2】
2	誓約書及び同意書	データで提出する必要はありません。印刷した用紙のみ提出してください。
3	営業に必要とする登録証明書 (写し)	測量業務、建築関係コンサルタント業務 (建築設計)、登記手続業務及び補償関係コンサルタント業務 (不動産鑑定) については必ず提出
4	経営規模等総括表又は沖縄県に提出したもの写し可	各業種における実績高を記載し提出
5	実績調書	申請する業種ごとに作成すること。 ※必ず名護市指定の様式で作成してください。
6	「実績調書」記載の業務実績を証明する書類の写し	実績調書に記載する業務実績の内、元請業務又は下請け業務の実績証明書を提出 (実績証明書は記載されている実績の内から1件分で構いません) (1) 元請業務の場合は契約書の写し又はテクリスに登録されている記載情報を提出。 (2) 下請け業務については下請け通知書の写し又は下請け契約書の写し等を提出。
7	「技術職員有資格者名簿」に記載のある常勤の技術職員の保有資格の合格証明書の写し、免状の写し又は登録証の写し	「資格区分コード表 (測量及び建設コンサルタント等業務)」に記載されている業種区分に係る資格について提出 ※技術士は選択科目まで記載された証明書を提出
8	「技術職員有資格者名簿」に記載のある職員のうち、名護市在住者確認欄で「○」を記入した方の市在住者であることを証明する書類 (写し可)	名護市内在住職員確認のための書類 住所証明書類等 (写し可) (1) 住民票抄本 (2) 運転免許証 (3) その他居住地が確認できる公的な書類
9	(1) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 (写し) (2) 雇用保険被保険者証 (写し) ※(1)又は(2)のうちいずれか1つを提出	※従業員人数及び技術者の所属確認のための書類 ※個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合は(2)を提出 ※証明書類等で雇用の確認以外の報酬額・税額等の項目については、塗りつぶし可

No.	提出書類	備考
10	通知送付用封筒（定形）	84円切手貼付、宛名を記入 ※切手が貼られていない場合は、通知を送付しません。
11	書類チェックリスト・受付票	提出書類の確認のため、申請者欄に「○」等を記入 受付票は受領印押印後FAXで送信します。

## 5 受付期間

(1) 受付期間：令和5年12月1日（金）～令和5年12月22日（金）※当日消印有効

## 6 提出方法及び提出部数

(1) エクセルデータ（Nago\_KenNai\_Itaku）をメールで送信 ※【注1】を参照

(2) 申請書類等（1部）を郵送で提出 ※令和5年12月22日消印有効 ※【注2】を参照

【注1】 エクセルデータ（Nago\_KenNai\_Itaku）の提出方法（メール）

名護市ウェブサイトアクセスし、申請書類（県内コンサル）のうち、「Nago\_KenNai\_Itaku」のエクセルファイルをダウンロードする。



入力手引書に従いエクセルファイルに必要事項を入力し、パソコンに保存する。  
・ファイル名「Nago\_KenNai\_Itaku」や拡張子は変更しないでください。



メールを次のとおり作成する。

① メールの件名

・市内業者【業種追加】：市内委託入札参加登録データ（業者名）

②メールの本文欄

・担当者名及び連絡先を入力してください。



エクセルファイルを添付し、メールを送信する。

送付先アドレス **sinsei@city.nago.lg.jp**

↑（「LG」の小文字です。）

・紙に出力したエクセルファイルと、メールで送信したデータに相違がある場合、データに入力されている内容で登録します。

・エクセルデータをメールに添付する前に最新のウィルス対策ソフトにてウィルスチェックを行ってください。

・メールを送信する際は「Nago\_KenNai\_Itaku」のエクセルファイルのみ添付して下さい。ダウンロードしたその他のファイルはデータで提出する必要はありません。

【注2】 申請書類の提出方法

「3 提出書類」のNo.1～11を番号順に並べて、A4サイズ、タテ向きでフラットファイル等には綴らずに封筒に入れて提出してください。

## 7 提出先・問合せ先

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号  
名護市 総務部 工事契約検査課  
電話 0980-53-1212 (内線 255/189)